

IoT 税制の概要と適用上の留意点

Issue 138, July 2018

In brief

2018年6月6日、生産性向上特別措置法が施行され、同法に基づく「革新的データ産業活用計画」認定の申請が開始されました。「革新的データ産業活用計画」は一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる投資計画であり、認定を受けた計画に基づく設備投資について、税額控除や特別償却の税制措置(以下「IoT 税制」)を受けることができます。IoT 税制は業種及び資本金規模を問わず、幅広く活用することが可能ですが、税制措置の適用は認定された革新的データ産業活用計画(以下「認定革新的データ産業活用計画」)に記載された対象設備を2021年3月31日までの間に取得等して事業供用することが必要です。

本ニュースレターでは、IoT 税制の概要と適用上の留意点について解説致します。

In detail

1. 生産性向上特別措置法の立法趣旨と IoT 税制

生産性向上特別措置法¹(以下「特別措置法」)は、近年の情報技術の分野における急速な技術革新の進展を背景に、新技術等実証の促進、革新的データ産業活用の促進その他の革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策を講ずることを目的とした法律(特別措置法第1条)で、2018年5月18日に成立しました。インターネットによるサービス消費が急増し、企業側での生成データの蓄積や、データ利活用による新たな価値創造の可能性が高まっている一方で、欧米に比較して我が国ではフィンテックやシェアリングサービスをはじめとした新サービスの日本の利用意向は低く、その底上げが課題とされてきました(平成29年版 情報通信白書)。このため、第4次産業革命に次ぐ我が国の産業が目指すべき姿(コンセプト)として、人、モノ、技術、組織等が様々につながることにより新たな価値創出を図る「Connected Industries」が提唱され²、その横断的取組³として、「産業データ共有事業の認定制度」の創設(特措法第6条～)やデータ提供要請制度の検討と併せて、IoT投資の抜本強化を図る IoT 税制(コネクテッド・インダストリーズ税制)が平成30年度税制改正により創設されました。

2. IoT 税制の概要

(1) 制度の概要

IoT 税制とは、特別措置法第29条に規定する認定革新的データ産業活用事業者(特別措置法第22条により、「革新的データ産業活用計画」の認定を受けた事業者)が、2018年6月6日から2021年3月31までの期間(以下「指定期間」)内に一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたシステムや、センサー・ロボット等を新たに取得等して事業供用した場合に、税額控除又は特別償却の税制措置を認める制度です。

¹ http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/seisanseisochoihoukyoukouh/pdf/seisannseihoritsu.pdf

² 「Connected Industries」東京イニシアティブ 2017、2017年10月2日

<http://www.meti.go.jp/press/2017/10/20171002012/20171002012-1.pdf#page=3>

³ http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/pdf/201806_progress.pdf

(2) 適用対象法人及び適用年度

税制措置の適用が受けられるのは、青色申告法人である認定革新的データ産業活用事業者が、指定期間に「認定革新的データ産業活用計画」に記載された対象資産の取得等をして当該認定革新的データ産業活用事業者の事業に供用した事業年度です(措法 42 の 12 の 6①)。主に産業試験研究や貸付けの用に供した場合、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業の事業に供した場合は除かれています(措法 42 の 12 の 6①)。

(3) 適用対象資産

税制措置の対象となるのは、革新的データ活用の用に供するため新設又は増設された革新的情報産業活用設備(新設又は増設された特定ソフトウェア、並びに特定ソフトウェア⁴とともに取得又は製作された機械装置、器具備品で情報の連携及び利活用に資するもの⁵)で、一の認定革新的データ産業活用計画(申請される事業計画単位)の合計額が 5 千万円以上のものです(措令 27 の 12 の 6②)。

【計画認定の要件】

① データ連携・利活用の内容

- ・ 社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・ 企業の競争力における重要データをグループ企業間や事業所間で連携

② セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保

③ 生産性向上目標

投資年度から一定期間において、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・ 労働生産性: 年平均伸率2%以上
- ・ 投資利益率: 年平均15%以上

【課税の特例の内容】

✓ 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア	30%	3% (法人税額の15%を限度)
器具備品		5%※ (法人税額の20%を限度)
機械装置		

【対象設備の例】

データ収集機器(センサー等)、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム(サーバ、AI、ソフトウェア等)、サイバーセキュリティ対策製品等

最低投資合計額: 5,000万円

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

【出所: 経済産業省 コネクテッド・インダストリーズ税制を基に当法人作成】

(4) 税制措置及び申告要件等

革新的情報産業活用設備の事業供用年度において、特別償却(取得価額の 30%)又は税額控除(取得価額の合計額の 3% 又は 5%)の措置が受けられます(措法 42 の 12 の 6①、②)。

税額控除の場合は、取得価額の合計額の 3%(継続雇用者給与等支給額の対前年比 3%以上増加した場合には 5%)の税額控除が認められます(措法 42 の 12 の 6②)。ただし、当期の法人税額の 15%(継続雇用者給与等支給額の対前年比 3%以上増加した場合には 20%)が上限とされます。

⁴ 電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたもののうち、認定革新的データ産業活用計画に従って実施されるその革新的データ産業活用の用に供するため取得又は製作をする一定のもの(措法 42 の 12 の 6①、措令 27 の 12 の 6①)

⁵ ①認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアによる情報の分析のためにその情報を収集し、かつ、その収集した情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう)によりその特定ソフトウェアに送信する機能でその全部が自動化されているものを有する機械及び装置又はその情報の分析に基づく電磁的方法による指令を受ける機能を有する機械及び装置(その動作がその指令により自動的に制御されるものに限る)で、その特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されているもの、及び②認定革新的データ産業活用計画に係る特定ソフトウェアとともに取得又は製作をするものとしてその認定革新的データ産業活用計画に記載されている器具及び備品(措法 42 の 12 の 6①、措令 27 の 12 の 6③)

3. 革新的データ産業活用計画の作成と認定申請

上記の税制措置を受けるには、革新的情報産業活用設備の取得等の前に、革新的データ産業活用計画の認定を受けることが必要です。認定申請書には、①事業者の名称等、②特定革新的データ産業活用事業の実施等の予定の有無、③生産性向上に特に資するものとしての主務大臣の確認の要否(税制適用の要否)、④革新的データ産業活用の目標⁶、⑤革新的データ産業活用の内容⁷及びその実施時期、⑥データの安全管理(下記のセキュリティ要件)、⑦個人情報の取扱い、⑧生産性向上の目標(下記の生産性向上要件)、⑨データの活用方法、⑩本計画のために新たに投資する設備、⑪特定革新的データ産業活用の内容、の記載が必要です。⑥データの安全管理については、登録情報処理安全確保支援士(中小企業者等の場合はITコーディネーターでも可)が担保する必要があります。

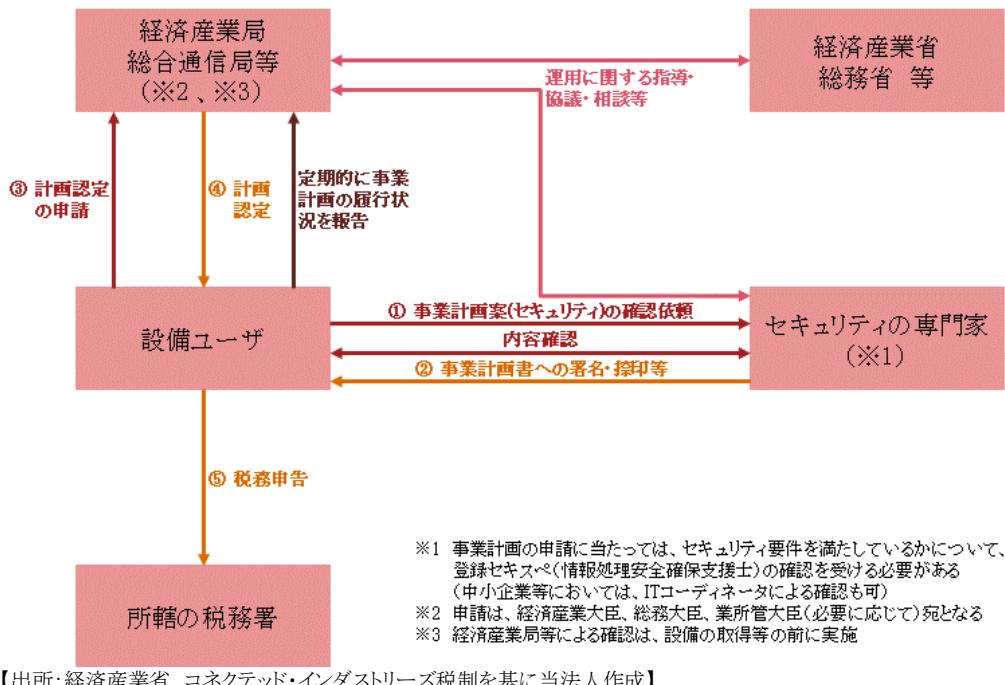
セキュリティ要件	生産性向上要件
<p>【取り組むべきデータの安全管理】</p> <p>(1) 以下の取組により、データ連携を行うシステムの設計についてセキュリティ確保を考慮したものとすること。</p> <p>(i) データにアクセスできる人物・組織を必要最低限に制限する仕組みをとること。</p> <p>(ii) データ連携を行うシステム間の通信経路が第三者に盗聴されないような仕組みをとること。</p> <p>(iii) データに対する外部からの不正なアクセスに対して、必要な防御策を講じていること。</p> <p>(2) 以下の取組により、事業実施時におけるセキュリティ確保策の方針を適切なものとすること。</p> <p>(i) データ連携を行うシステムに対する不正なアクセスを検知する体制を整備すること。</p> <p>(ii) 不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を明確化すること。</p> <p>(iii) データ連携の提供先部門・企業において、適切なセキュリティ対策が実施されていることを確認すること。</p> <p>(iv) データ連携を行うシステムについて、定期的に既知の脆弱性がないか確認すること。</p>	<p>【労働生産性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる設備を取得等した年度の翌年度から3年間の伸び率の年平均が2%以上となること。 <p>（注意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますので御注意ください。 “伸び率”の算出について、新規事業等で現状値がない場合には、合理的な算出方法で比較対象となる現状値を算出してください。 <p>【投資利益率について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる設備を取得等した年度の翌年度から3年間の年平均が15%以上となること。
	<p>（計算式）</p> <p>($\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} (\text{※1})$) / $\text{労働投入量} (\text{※2})$</p> <p>※1 会計上の減価償却費 ※2 労働者数又は労働者数 × 一人当たり年間就業時間</p> <p>（注意事項）</p> <p>※3 会計上の減価償却費 ※4 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額 ※5 設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得額の合計額</p>

【出所:経済産業省 コネクテッド・インダストリーズ税制を基に当法人作成】

認定の申請は本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局に行い、認定の可否は正式な申請から概ね1カ月以内に示されることとされています。認定書の交付を受けた事業者は、計画実施期間において各事業年度終了後3カ月以内(6月末まで)に、実施状況の報告を事前相談した総合通信局または経済産業局に提出します。

⁶ データ活用がどのような変化をもたらすのかを記載((例)業務効率化、コスト削減、市場変化への対応、新技術・新製品、新サービスなどの開発や利用、ビジネスモデルの改革、顧客・市場分析の変化、事業・ラインの拡大、データ流通 等)

⁷ ①他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータを既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること、②自らセンサーを利用して新たに取得するデータを既存の内部データとあわせて連携し、利活用すること、③同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること、のいずれか又は複数を選択

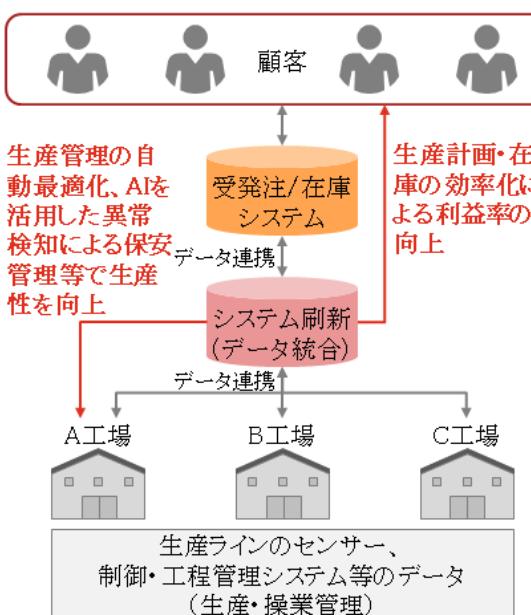


【出所:経済産業省 コネクテッド・インダストリーズ税制を基に当法人作成】

4. 支援対象と適用上の留意点

IoT税制の支援対象となる、「革新的データ産業活用」とは革新的事業活動のうち、電磁的記録「に記録された情報を、革新的な技術又は手法を用いて収集し、産業活動において活用するものと定義されています(特別措置法第2条第4項)。具体的には、①これまで取得したことのないデータ(センサーデータ等)と、社内の既存データの連携、②外部のネットワークを活用して、物理的に離れた事業所や工場間のデータを連携、③他社や一般・公共データ等の社外データと、社内の既存データを連携、④他社との間でネットワークを構築しデータ連携、のための投資が想定されています。企業内或はグループ企業内でのデータ連携の必要性や、他法人とのデータ連携の改善の要否を見極めながら、新規投資の立案とタイムリーな認定申請を行うことが重要です。

<支援対象例>



【類型1-1】“企業内”での取組(IoT等の活用)

- これまで取得したことのないデータ(センサーデータ等)と、社内の既存データを連携
 - 例) 新たに設置するセンサーからのIoTデータを活用して、生産稼働の効率化や予防保全を実現し、生産性を向上させる取組

【類型1-2】“企業内”での取組(事業所・工場間等)

- 外部のネットワークを活用して、物理的に離れた事業所や工場間のデータを連携
 - 例) 工場間でのデータ連携により、全社ベースでの生産稼働の最適化による生産性向上の取組事業所間で在庫データ等をリアルタイムで共有し、在庫圧縮など生産性を向上させる取組

【類型2】社外データを活用した取組

- 他社や一般・公共データ等の社外データと、社内の既存データを連携
 - 例) サプライチェーン上の他社データ(販売等)と社内のデータ(調達、生産等)を連携させ、地域性に合わせた最適生産等を実現することにより、生産性を向上させる取組社外の公共データ等を活用することで需要分析を高度化し、受給マッチングを向上させることで生産性を向上させる取組

【類型3】“他の法人”と連携した取組

- 他社との間でネットワークを構築しデータ連携
 - 例) 同業他社とデータ連携することで生産効率を最適化し、生産性を向上させる取組

【出所:経済産業省 コネクテッド・インダストリーズ税制を基に当法人作成】

5. 実務上の留意事項

(1) 対象となる企業・投資

今回の IoT 税制は、例えば生産のための投資に限定されるものではなく、データの連携・利活用のための投資であれば、適用を受けることができる可能性があります。このため、今回の IoT 税制は広く多様な業種の企業における投資が対象となる可能性があるため、ソフトウェアを含む大型の投資を検討している企業においてはその適用について検討する価値があるものと考えられます。

(2) 要件に対する正確な理解

一方で、革新的データ産業活用計画の認定のためには、データの収集及び活用が一定の類型に分類にされるものである必要があり、また、税額控除の対象となる資産（ソフトウェア、機械及び装置、器具及び備品）についても、一定の要件を満たすものに限られます。このため、実際の制度の適用を受ける対象資産を正確に把握するためには、要件に対する正確な理解に基づいた慎重な検討が必要になるものと考えられます。

(3) 関係部門との連携及び早期の検討

上記のように IoT 税制の適用を受ける前提としての革新的データ産業活用計画の認定の可否を検討する上では、どのようなデータの連携・利活用が予定されているかを正確に把握する必要があります。そのためには、実際の投資の主管部門と申請を担当する部門が異なる場合（例えば、情報システム部門が投資の主管となるが、計画認定の申請は税務部門が行うといったことが考えられます）には、申請の担当部門が、投資の内容を把握する必要があり、両部門における情報の連携が重要となると考えます。

また、税額控除の対象となる資産は、原則として、革新的データ産業活用計画の認定後に取得されるものになります。このため、どのような投資が計画されているのか、対象になり得る投資であるのか、関係部署間の情報の連携については速やかに行われる必要があります。

(4) セキュリティ対策の担保

今回の IoT 税制の特徴として、前提としての革新的データ産業活用計画の認定の要件として、必要なセキュリティ対策が講じられていることを、セキュリティの専門家（情報処理安全確保支援士。中小企業等の場合には IT コーディネーターでも可）が担保する必要があるとされている点があります。当該セキュリティの専門について、特段社外の者である必要がある等の要件は付されていません。よって、企業内部に該当する資格を保有する者が居るかを確認し、もし、居ない場合には外部の資格者に依頼する等の検討が必要となります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

akemi.kitou@jp.pwc.com

パートナー

高野 公人

080-1114-4491

kimihito.k.takano@pwc.com

パートナー

村上 高士

03-5251-2341

takashi.a.murakami@pwc.com

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

yumiko.arai@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。